

[事案 24-203] 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 25 年 5 月 29 日 裁定打切り

※本事案の申立人は契約者の相続人代表者である。

<事案の概要>

76 歳の契約者が、内容の理解も不十分なまま、錯誤のうで申込みをしたものであるとして、契約の無効と既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 10 月に加入した積立利率変動型終身保険は、平成 9 年から平成 14 年にかけて締結した合計 10 件の終身保険ないし養老保険（以下、別件契約）の一部を減額ないし解約しつつ、契約者が保険料を支払っていたが、下記のとおり募集人の募集行為は不適切であり、契約者は本契約の内容をきちんと理解せず、錯誤したうで申込みをしたので、本契約を無効とし、既払込保険料と受領済の解約返戻金との差額を支払ってほしい。

- (1) 契約者の娘を被保険者とする本契約は、契約者にとって何の利益にもならない。
- (2) 別件契約の保険料の払込みが困難であったわけではなく、本契約に加入するメリットがない。
- (3) 別件契約を減額等してまで、76 歳の高齢者に、当初 10 年間の解約返戻金額が払込保険料を下回るような保険契約を勧める募集行為は合法的とは言えない。

<保険会社の主張>

契約者が本契約に加入したのは、下記のニーズにもとづくものであり、契約者はこれらのメリットを十分に認識したうで本契約の申込みをしているので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 別件契約を整理したい。
- (2) 契約者の今後の面倒を見ていく娘を被保険者とする生命保険を充実させたい。
- (3) 相続税対策をしたい。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記の理由から、本件は指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号により、裁定手続を打切ることとした。

- (1) 本件を判断するにあたっては、契約時において、契約者がどのような経緯で、本契約内容のどの部分についてどのように理解して申込みをし、契約者の内心の意思と本契約内容との間にどのような齟齬（錯誤）が生じていたのかを判断することが必要となる。
- (2) 上記の判断をするためには、契約者が本契約の申込みをした動機、契約者を取り巻く環境等が十分に審理されなければならない。
- (3) 契約者は平成 20 年 9 月から平成 23 年 9 月にかけて、別件契約を減額ないし解約し、その返戻金によって本契約の保険料を支払っており、その後本契約の保険料の支払いを停止し本契約が解約されているが、これらの経緯についても判断する必要がある。
- (4) これらの点を判断するには、契約者から事情を聴取することが不可欠であるが、既に契約者は死亡しており、不可能である。
- (5) このように、事実関係の対立が顕著であり、契約当事者が死亡しているような事案におい

ては、慎重な事実認定が要請されるが、裁判外紛争解決機関である当審査会は証人尋問や第三者に記録の提出を求める権限がないことから公正かつ適正な判断を行うためには、本件は裁判所における訴訟による解決が適当であり、当審査会において裁定を行うことは適当でないと判断する。